



平成21年11月4日

さいたま市長  
清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会  
会 長 利 根 忠 博



さいたま市市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（答申）

平成21年10月14日に諮問のありましたこのことについて、別紙のと  
おり答申します。

# 答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

## 《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」について、現下の厳しい社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡、本市一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、「月例給については『改定を見送るべき』、特別給については『引下げの改定をすべき』」との報告を行った。

本審議会は、平成21年10月14日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数及びその改定期間について市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

## 《審議内容》

- (1) 特別職職員の期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、改定してきた経緯がある。
- (2) 本年の人事院勧告における国の指定職職員の期末手当等の支給月数は、現行の3.35月から0.25月分引き下げて3.1月とされているため、本市の特別職職員についても、これにならって支給月数を現行の3.3月から3.1月に引き下げるべきである。
- (3) 現在、国の指定職職員との間に生じている0.05月分の較差については、これまでの国及び本市の給与改定における特別職職員に対する措置状況の相違によるものであり、特にその較差を残しておく必要性はないと考えられるため、今回の改定によりその較差をも解消すべきである。
- (4) 改定の時期については、国や本市一般職職員と同様に、年間における民間給与との均衡を図るため、本年12月に支給する期末手当から引下げを行うべきである。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、次のとおり引下げの改定をすべきであると判断する。

# 答 申

## 1 市議会議員について

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 期末手当の年間支給月数 | 3. 1月      |
| (2) 改定時期        | 平成21年12月1日 |

## 2 市長及び副市長について

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 期末手当の年間支給月数 | 3. 1月      |
| (2) 改定時期        | 平成21年12月1日 |